

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	ひとり親家庭の医療費助成事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、ひとり親家庭の医療費助成事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和8年8月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭の医療費助成事務
②事務の概要	・条例に基づき、ひとり親家庭医療証交付・更新申請書の受付、医療証の交付、医療費の助成及び受給者台帳の管理等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ○申請者・児童等の住民票情報・所得情報・医療保険情報等を確認し、医療証の交付及び医療費の助成を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	ひとり親医療費助成システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童部子育て給付課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市市民部市民相談室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市児童部子育て給付課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、吹田市特定個人情報の適正な取扱いに関する指針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月19日	5.評価実施期間における担当部署	①部署 子ども部子育て支援室 ②所属長 子育て支援室長 神川 和也	① 部署 児童部子育て給付課 ② 所属長 子育て給付課長 菅 直美	事後	
平成28年11月19日	6.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470	請求先 吹田市市民部市民相談室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	
平成28年11月19日	7.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 吹田市子ども部子育て支援室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470	連絡先 吹田市児童部子育て給付課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470	事後	
平成28年11月19日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成28年11月19日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年8月30日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年8月30日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成30年8月14日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て給付課長 菅 直美	子育て給付課長 高田 礼子	事後	
平成30年8月14日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成30年8月14日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成31年3月27日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	<新規>	課長	事後	
平成31年3月27日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日時点	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月27日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日時点	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月27日	IVリスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和1年11月5日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	いつの時点の計数か 令和1年8月1日時点	事後	
令和1年11月5日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	いつの時点の計数か 令和1年8月1日時点	事後	
令和3年12月3日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	
令和3年9月1日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和1年8月1日時点	いつの時点の計数か 令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和1年8月1日時点	いつの時点の計数か 令和3年9月1日時点	事後	
令和7年3月21日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号	事後	
令和7年3月21日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第9号	事後	
令和7年3月21日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人以上か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年3月21日	II-1 1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年3月21日	II-2 1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年3月21日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<新規>	十分である	事後	
令和7年3月21日	IV-8 判断の根拠	<新規>	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	
令和7年3月21日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年3月21日	IV-11 当該対策は十分か〔再掲〕	<新規>	十分である	事後	
令和7年3月21日	IV-11 判断の根拠	<新規>	特定個人情報を含む書類は、施設できる書棚等に保管することを徹底している。また、吹田市特定個人情報の適正な取扱いに関する指針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	事後	
令和8年8月17日	I-1-②事務の概要	<新規>	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際には、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年8月17日	I-1-③システムの名称	子ども医療費助成システム、中間サーバー、団体統合宛名システム	子ども医療費助成システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和8年8月17日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	吹田市市民部市民相談室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	